

京都市消防局訓令乙第1号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局統括監察員等設置規程の一部を次のように改正する。

平成21年 5月29日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第2条第2項中「第2条第8項」を「第2条第6項」に、「服務監」を「人材活性化政策監」に改める。

第3条第3項中「服務監」を「人材活性化政策監」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)